

127

通関実務

平成 28 年度（第 50 回）問題 8

A   

下表に掲げる 2 品目について、一の輸入（納税）申告書で申告し許可を受けたが、許可後において、下表のとおり課税標準額及び適用税率が誤っていることが判明し、修正申告をすることになった。当該修正申告により納付すべき関税額を計算し、その額をマークしなさい。

品名	当初申告		修正申告	
	課税標準額	適用税率	課税標準額	適用税率
A	99,520 円	9.6%	255,700 円	10.5%
B	1,288,010 円	13.4%	1,432,900 円	23.8%

0185500

## 修正申告により納付すべき関税額

- ・修正申告前と修正申告時の差額を計算する。

$$\text{修正前 } A \ 99,000 \text{ 円} \times 9.6\% = 9,504 \text{ 円}$$

(千円未満切捨て)

$$B \ 1,288,000 \text{ 円} \times 13.4\% = 172,592 \text{ 円}$$

(千円未満切捨て)

$$A + B = 182,096 \text{ 円} \rightarrow 182,000 \text{ 円 ①}$$

(百円未満切捨て)

$$\text{修正後 } A \ 255,000 \text{ 円} \times 10.5\% = 26,775 \text{ 円}$$

(千円未満切捨て)

$$B \ 1,432,000 \text{ 円} \times 23.8\% = 340,816 \text{ 円}$$

(千円未満切捨て)

$$A + B = 367,591 \text{ 円} \rightarrow 367,500 \text{ 円 ②}$$

(百円未満切捨て)

よって、

$$② - ①$$

$$367,500 \text{ 円} - 182,000 \text{ 円} = 185,500 \text{ 円}$$

外国貨物について輸入（納税）申告をし、輸入の許可を受けたが、当該許可後において下表 1 のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明し、下表 2 の経緯で関税法第 7 条の 14 の規定に基づき修正申告を行う場合に、当該修正申告により納付すべき関税額及び延滞税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。なお、延滞税は、法定納期限の翌日から当該関税額を納付するまでの日数に応じ、年 2.6%（当該関税額の納期限の翌日から 2 月を経過する日後は年 8.9%）の割合を乗じ、1 年は 365 日として計算するものとする。

(表 1)

	課税標準額	適用税率
修正申告前（輸入（納税）申告時）	12,079,325 円	5.0%
修正申告時	14,832,492 円	15.0%

(表 2)

- ・令和元年 5 月 1 日 輸入（納税）申告の日、輸入の許可前における貨物の引取りの承認の日、貨物の引取りの日
  - ・令和元年 5 月 31 日 「輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書」が発せられた日
  - ・令和元年 6 月 7 日 当初の輸入（納税）申告に係る関税額の納付の日、輸入の許可の日
  - ・令和元年 8 月 26 日 修正申告の日
  - ・令和元年 8 月 30 日 修正申告に係る関税額の納付の日
- （注）上記の過程において、延滞税の免除事由に該当する事実はない。

(参考) 令和元年の暦

- ・令和元年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで (31 日間)
- ・令和元年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで (30 日間)
- ・令和元年 7 月 1 日から 7 月 31 日まで (31 日間)
- ・令和元年 8 月 1 日から 8 月 31 日まで (31 日間)

1631400

① 修正申告により納付すべき関税額

修正申告前と修正申告時の差額を計算する。

$$\text{イ } 12,079,000 \text{ 円} \times 5\% = 603,950 \text{ 円} \rightarrow 603,900 \text{ 円}$$

(千円未満切捨て) (百円未満切捨て)

$$\text{ロ } 14,832,000 \text{ 円} \times 15\% = 2,224,800 \text{ 円}$$

$$\text{イ } - \text{ ロ } = 1,620,900 \text{ 円 (納付すべき関税額)}$$

② 延滞日数の計算

法定納期限：輸入許可前の引取り承認を受けた時 → 関税納付通知書が発せられた日

法定納期限 令和元年 5 月 31 日

関税納付の日 令和元年 8 月 30 日

$$30 \text{ 日 (6 月)} + 31 \text{ 日 (7 月)} + 30 \text{ 日 (8 月)} = 91 \text{ 日 (延滞日数)}$$

③ 延滞税の計算

$$1,620,000 \text{ 円} \times 2.6\% \times 91 \text{ 日} / 365 \text{ 日} = 10,501.15\cdots \text{ 円}$$

(1 万円未満切捨て)

百円未満切捨てより、10,500 円 (延滞税額)

よって、

$$1,620,900 \text{ 円} + 10,500 \text{ 円} = 1,631,400 \text{ 円}$$